

施設整備基本方針

理事会は、先に、本誌創刊号でお知らせしました「創立125周年に向けての本学を総合大学として更に発展させるための理事会基本

方針」（平成20年12月8日理事会決定）に基づき、施設整備の実行計画を鋭意策定するための「施設整備基本方針」を決定しました。

施設整備基本方針
理事会決定

「施設整備基本方針—理事会基本方針を実現するための施設整備の考え方と在り方—」の作成に当たって

理事長 久野修慈

理事会は、平成20年12月8日開催の理事会において「創立125周年に向けての本学を総合大学として更に発展させるための理事会基本方針」を取り纏め、基本理念に基づく到達目標を達成するための課題及び方策を骨子として掲げ、これを踏まえて、具体的な実行計画に発展させることとしました。

この理事会基本方針においては、法人における重点事項として、財政の健全化策及び施設整備の充実策を極めて重要な事項に位置付けており、今後は、法人固有の事項として、これらの具体的な実行計画を策定してまいらなければなりません。

そこで、これまでの本学の施設整備の実行状況を顧みますと、その時々において各方面からの具体的な要請や本学を取り巻く環境の変化に応えようと、様々な検討機関や関係各位によって検討・立案がなされ、適宜、整備充実されてきております。もとより、本学の施設整備は教育・研究活動の充実に資することが最も重要な命題ですから、当然に収容される教育・研究機関や組織の意向は十分に斟酌する必要があります。

しかし、近年では各分野の活動や取り巻く環境が一層多様化・特殊化してきており、各要請はこれまで以上に個別化・細分化してきています。そのため、理事会基本方針に掲げる施設整備の充実に当たり、施設利用の基本的な考え方とそれに基づく戦略を明

確にすべき状況に至っていると思料いたし、私は、各キャンパスと施設の充実においては、大きな枠組みで基本的な考え方と在り方を明確にした上で、具体的な施設整備計画とそれに伴う財政計画を立案する必要があると強く認識しました。いわば、理事会基本方針を実現するための施設整備に特化した方針であります。

施設整備は、偏にハード面の対応かのようにみえますが、実際には、学生諸君、教職員の生活の場、活動の場を整備するものであります。したがって、目指すべき将来像やそれに対する理念や考え方が明確となっているものでなければならず、施設整備こそ、極めてソフト面を重視した事業でなければならないものであります。

即ち、施設を整備するということは、学生諸君、教職員の日々の生活と活動を保証し、その責任を果たすことなのであります。更に、少子化、熾烈な大学間競争、国際化の推進等を前提において、今こそ厳しい環境の中にあっても、将来に資する施設の検証を踏まえた新展開を図らなければならないのであります。だからこそ、理事会基本方針に掲げる理念と施設整備と財政についての最終責任者として、今後あるべき施設整備の基本的な方針をここに改めて掲げ、皆様とともに、中央大学の将来像を目に見える形で心を一つにして整備してまいりたいと考えております。